

別海町財政運営計画

令和8年度 - 令和10年度

令和7年12月

経営管理部 財政課

1 これまでの財政運営基準の位置づけと課題

1-1 財政調整基金¹の回復と地方債借入額の抑制

本町では、令和2年度に「財政運営基準」（計画期間：令和3年度から令和12年度）を策定し、財政運営における判断基準を設けました。

当時は、町民体育館の大規模改修のほか、上西春別中学校、給食センター、生涯学習センターの改築など、相次ぐ大型建設事業の実施により、財政調整基金残高が大幅に減少していました状況でした。

このため、将来の安定的な財政基盤を確保する観点から、令和12年度末までに財政調整基金年度末残高を20億円までに回復させることを目標として設定しました。

また、前述のとおり公共施設の老朽化対策が一定程度進んだことや、DX時代への対応として全町的に整備した光ファイバー網の地方債借入による負担を一区切りとして、将来的な公債費償還額の抑制を目的に、建設地方債の借入上限額を11億円とすることも目標として設定しました。

1-2 財政運営基準の推進状況

1-1の2つの目標のうち、財政調整基金残高は、ふるさと応援寄附金の好調を背景に目標を上回るペースで回復しています。（図1参照）

一方で、建設地方債の借入については、令和3年度の全町光ファイバー整備事業による特別な事情をはじめ、目標とした11億円の限度を超えていました。（図2参照）

しかし、本町は令和4年度に過疎地域の指定を受け、元利償還金が普通交付税算定に含まれる有利な地方債（過疎対策事業債）を借りできるようになったことから、11億円をやや超える借入を行っても将来負担的に財政上大きな懸念には至らず推移していると評価しています。

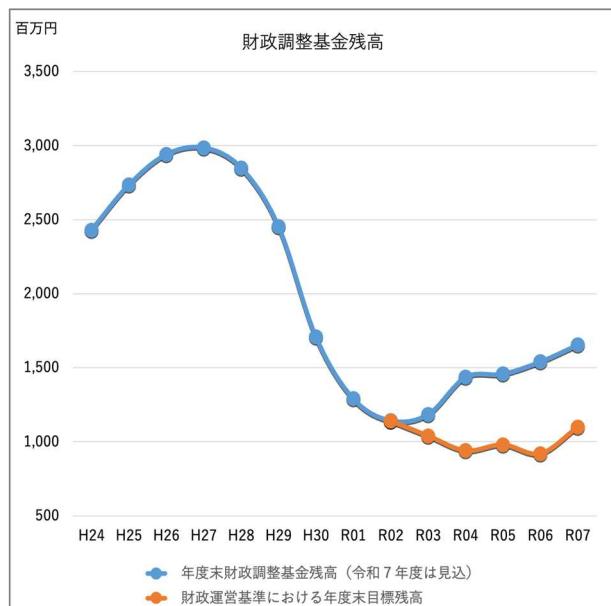


図1 財政調整基金残高の推移

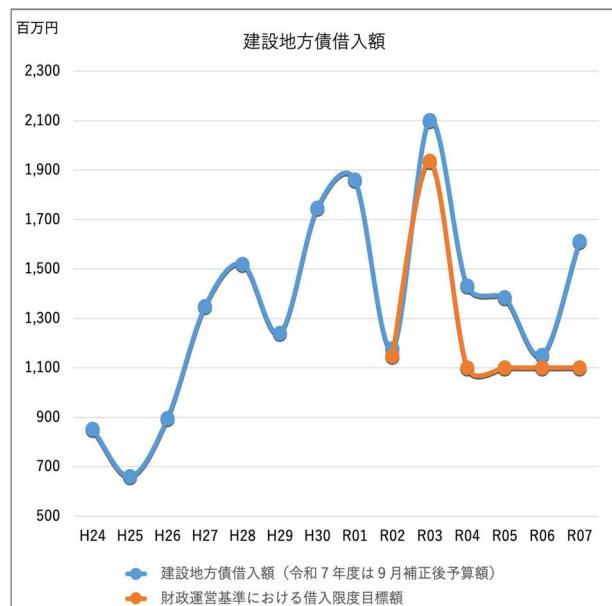


図2 建設地方債借入額の推移

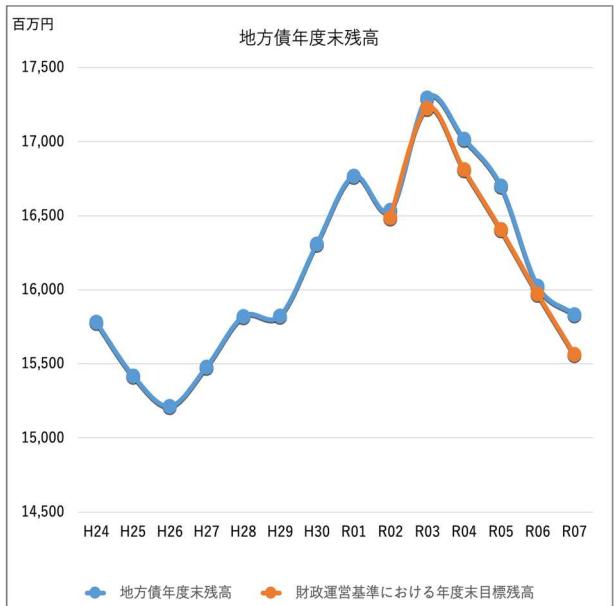


図3 地方債年度末残高の推移

1-2-1 地方債年度末残高について

全町光ファイバー整備事業による建設事業債借入の影響で、令和3年度に地方債残高が約173億円のピークを迎えました。

しかし、その後、財政運営基準による借入限度額目標の11億円は超えたものの、毎年度の償還額よりも大きく下回る借入額の抑制に努めたことにより、地方債年度末残高は順調に減少しています。

なお、令和7年度は、9月補正後の借入予算額により算定していますが、事業費の確定等に伴い予算額よりも少ない借入になると見込んでおり、概ね財政運営基準どおりの推移と評価しています。（図3参照）

1-3 より明確になった課題

近年、労務単価および物価の上昇等（図4参照）が続く中、基礎的行政運営収支²の黒字幅が減少傾向です。（図5参照）本来は、基礎的行政運営収支の黒字財源によって事業費³の一般財源⁴を賄うべきですが、近年は、その多くをふるさと応援財源に依存せざるを得ない構造が続いており、これが本町の持続可能性に対する最大の懸念要因となっています。

ふるさと応援制度は、当面の財源確保に寄与しているものの、恒久的な制度ではありません。したがって、せめて「ふるさと応援財源に依存している重要な継続事業」は、将来的にその財源を基礎的行政運営収支の黒字財源で賄える構造へ回復させることが、本町の持続可能な財政運営の条件とする必要性が明確になりました。

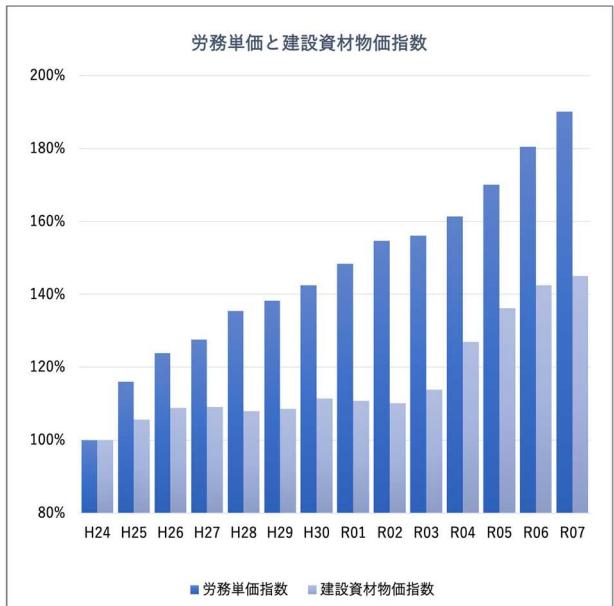


図4 労務単価と物価上昇の推移

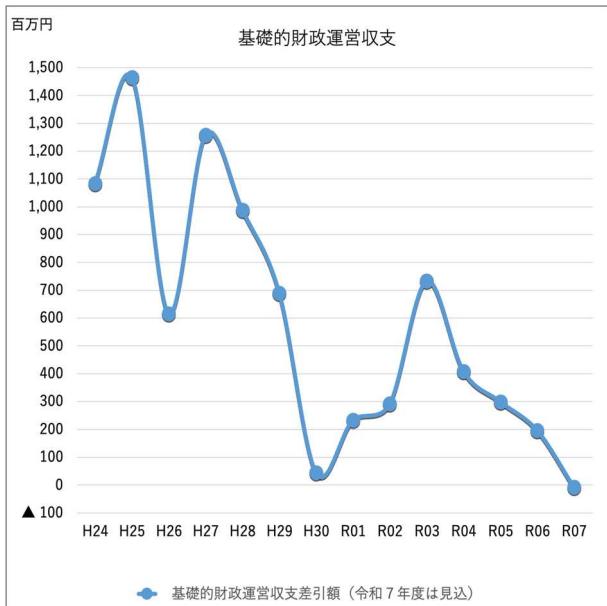


図5 基礎的行政運営収支の推移

2 新たな財政運営計画の期間と目的

2-1 基準から計画へ

財政運営基準設定から 5 年が経過し見直しの時期を迎えたこと、また前章 1-3 のとおり、基礎的行政運営収支の黒字幅の減少に伴い、重要な継続事業までもが、ふるさと応援財源に依存しているという課題がより明確となつたことを受け、「基準」から「計画」として新たな枠組みを構築し、回復に向けた取組みを推進する必要があります。

すなわち、これまでの数値管理型の基準のみならず、**町独自の性質分類⁵**と実証的推計モデルを導入し、専門的な分析を含みつつも、誰が見ても理解しやすい「財政運営計画」を策定し、令和 11 年度から予定する次期総合計画、そして行財政改革大綱とその個別推進計画等との連携による「全体最適な行財政運営」を目指す必要があります。

2-2 計画期間とその考え方

新たな財政運営計画は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間とし、令和 11 年度から令和 15 年度までを「現行制度を維持した場合の財政見通し」として併記します。

本計画を 3 年間とするのは、現行の第 7 次総合計画の終期である令和 10 年度に合わせるためです。すなわち、総合計画と財政運営計画の始期又は見直しの時期を統一することによって「町づくりへの投資」（攻めの行政）と「持続可能な財政運営」（守りの行政）の関係性を、よりわかりやすく「見える化」するための別海町自治基本条例第 37 条第 3 項に基づく計画です。

2-3 今回の計画期間での最大の目的

本計画は、町の総合計画に掲げる将来像の実現に向け、財政の持続可能性を確保しながら、安定的かつ効果的な行財政運営を推進するための「経営指針」となるものです。

この 3 年間は、特に基礎的行政運営収支構造を実証的に分析し、どこに改善の余地があるのかを明確化することと併せ、情勢変化等を踏まえた毎年度の見直しを行い、マネジメントツールとして活用することで、令和 10 年度に策定を目指す「行財政改革大綱」の基礎資料とする役割も担います。

3 分析の視点と推計手法

3-1 町独自の性質分類

新たな財政運営計画においては、歳入歳出の全項目を、町の実態に即した「独自の性質分類」に基づき整理します。（表1参照）

従来の法律に則った予算書や決算書における区分、また、全国統一ルールによる地方財政状況調査による区分にとどまらず、各項目の実質的な性質に応じ、これまで「経常」と「臨時」の2分類としていたものを、経常は、純然たる経常収支（基礎的行政運営収支）とそれ以外の流動的収支（基礎的行政運営外収支⁶）、臨時は、建設事業等を中心とした臨時的事業収支⁷、概ね5年以上継続しているソフト事業を中心とした経常的事業収支⁸の、大きく4分類とするほか、予算や決算総額を押し上げている、ふるさと応援制度に係る収支を別に分類し、財政構造の実態を把握可能な体系とします。

なお、現段階では、特に事業費充当財源（表1の1収入3事業費充当財源）となる実務上の歳入科目設定が、臨時的事業や経常的事業と対比できる設定になっていないため、今後、対比可能となるよう細分化する等の取組みを進める必要があります。（例えば、臨時的事業に充当するふるさと応援基金繰入金も、経常的事業に充当するふるさと応援基金繰入金も、1つの科目で経理しているため、明確な分類が瞬時に行えない課題があります。）

表1 町独自の性質設定（本計画策定時の設定）

区分	第1分類	第2分類	説明
1 収入	1 基礎的行政運営収入	1 町税収入	主要な一般財源収入
		2 譲与税交付金収入	主要な一般財源収入
		3 普通交付税収入	主要な一般財源収入
		4 一般事務充当収入	国や道からの社会保障施策財源や手数料収入等
		5 施設管理運営充当収入	使用料収入等
		6 職員経費充当収入	職員派遣先からの給与費負担金等
		7 他会計繰出金充当収入	国や道からの国民健康保険や介護保険の軽減保険料分
		8 その他一般財源収入	財産貸付収入等
	2 基礎的行政運営外収入	1 特別交付税収入	臨時の要素が強い一般財源収入
		2 特定事務充当収入	選挙や統計事務等の毎年度生じない収入
		3 基金造成収入	基金運用益
		4 一般事務充当収入	一般事務に充当する寄附金や基金繰入等の臨時収入
		5 施設管理運営充当収入	光ファイバ網貸付等の歳入歳出が均衡する収入等
		6 公債費充当収入	減債基金繰入金
		7 その他一般財源収入	財産売払収入等の臨時収入
2 支出	3 事業費充当財源	1 国庫補助金等収入	初回策定期はこれで設定（見直し時に支出性質と整合）
		2 地方債収入	初回策定期はこれで設定（見直し時に支出性質と整合）
		3 その他特定財源収入	初回策定期はこれで設定（見直し時に支出性質と整合）
	4 ふるさと応援寄附金	1 ふるさと応援寄附収入	ふるさと応援制度による寄附金
	5 財政調整基金繰入金	1 財政調整基金繰入収入	使途が限定されない町の貯金額
	1 基礎的行政運営支出	1 一般事務経費	公共施設等管理運営に関する以外の事務経費
		2 施設管理運営経費	公共施設等管理運営に関する経費
		3 職員経費	職員に係る経費
		4 他会計繰出経費	特別会計・企業会計・一部事務組合等への繰出金
		5 公債費	地方債の元利償還金

2 支出	2 基礎的行政運営外支出	1 特定事務経費	選挙や統計事務等の毎年度生じない支出
		2 基金造成費	基金運用益による積立金等
		3 施設管理運営経費	光ファイバ網貸付等の歳入歳出が均衡する支出
		4 その他経費	極めて稀な返還金等の支出
	3 臨時の事業費	1 道路土木事業	道路等の土木工事を主とする事業
		2 建物設備事業	建物や設備工事を主とする事業
		3 財産物品購入事業	財産や備品の購入を主とする事業
		4 森林整備事業	森林整備を主とする事業
		5 基金造成事業	基金積立を主とする事業
		6 補助給付事業	臨時的な補助給付を主とする事業
		7 間接補助事業	国や道からの間接補助事業
		8 負担金事業	道等の実施事業に対し町負担を主とする事業
		9 他会計繰出事業	他会計に臨時の支援を行う事業
		10 システム導入事業	行政事務の DX 推進を主とする事業
		11 戦略創造事業	将来を見据えた調査研究・事業立案を主とする事業
		12 その他事務事業	その他臨時的な行政事務事業
	4 経常的事業費	1 補助給付事業	長期継続の補助給付を主とする事業
		2 準公債費事業	共済組合資金等で取得した資産の償還金
		3 間接補助事業	長期継続の国や道からの間接補助事業
		4 負担金事業	長期継続の町負担を主とする事業
		5 その他事務事業	長期継続のその他行政事務事業
	5 ふるさと応援制度推進事業	1 ふるさと応援制度推進事業	ふるさと応援基金積立を含む総事業費

3-1-1 分類ごとの推計手法の概要 - 基礎的行政運営収支

表 1 で示した分類を、労務単価の底地（図 4 参照）である平成 24 年度まで遡り可能な限り各歳入歳出科目に割当て、平成 24 年度以降の各項目の実績をもとに、概ね直線回帰分析⁹によって動向を算定し推計しました。

経済変動要素（消費税率改正や制度変更の影響）は個別に考慮し、項目によっては、回帰分析の範囲の変更や単純平均法を用いて分析の一貫性の確保に可能な限り努めました。

3-1-2 分類ごとの推計手法の概要 - 基礎的行政運営外収支

特別交付税については、地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャー等の特別交付税措置のある人材の活用を推進していることから、回帰分析による一定の伸び率を妥当と判断して採用しているほか、収支均衡的な項目は、財政運営上、大きな影響がないために単純平均法を用いる等して推計しています。

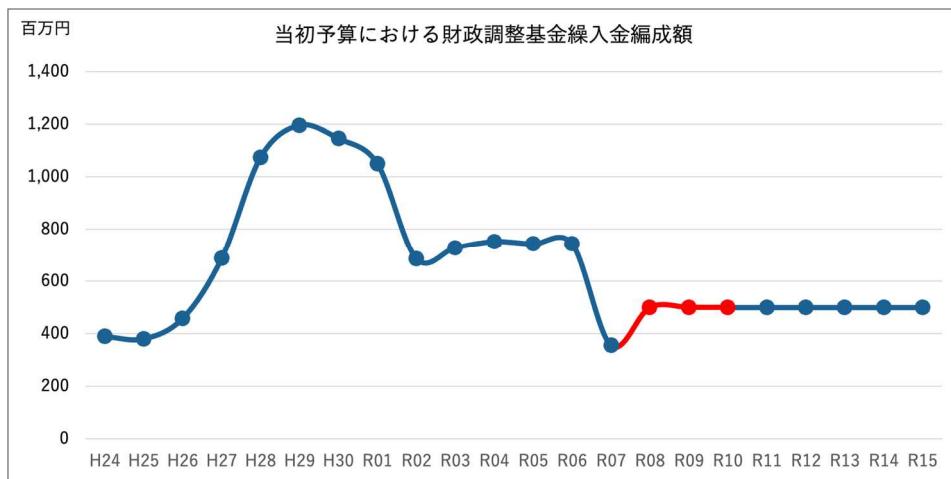
3-1-3 分類ごとの推計手法の概要 - 事業収支

事業収支は、年度ごとに大きく変動するため、令和 7 年度当初予算額を基準額として仮置きます。ただし、基礎的行政運営収支と運営外収支の推計結果により、事業費に充当可能な一般財源の限度額は推計できますので、この額を、基準額に加減して推計します。事業費に関し将来的な規模感の現実性が乏しくなるのは否めませんが、ここでは、事業収支差引額（事業に充当可能な一般財源）に焦点を置き、これを計画値とするものです。

4 財政運営における目標設定

4-1 当初予算編成時の財政調整基金繰入額は、5億円を限度額

図 6
巻末資料
記号 42

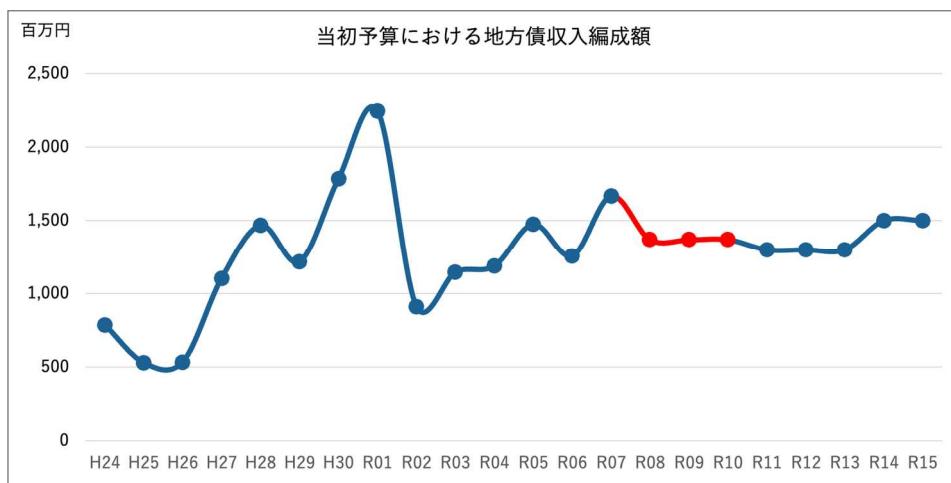


歳入予算は少なめに、歳出予算は多めに見込んで当初予算を編成することは、安定的な決算を迎えるために必要なことです。決算時は、当該年度において特別なことが発生しない限り、この見込みの乖離が「決算剰余」という形で現れます。

平成 24 年度以降の当初予算額に対する決算額の執行率の傾向から、当初予算では、財政調整基金から 5 億円を限度額として繰入れる形の編成を行なっても一定の決算剰余を見込むことができると判断したものです。

4-2 当初予算編成時の地方債収入編成額は、13.7 億円を限度額

図 7
巻末資料
記号 34



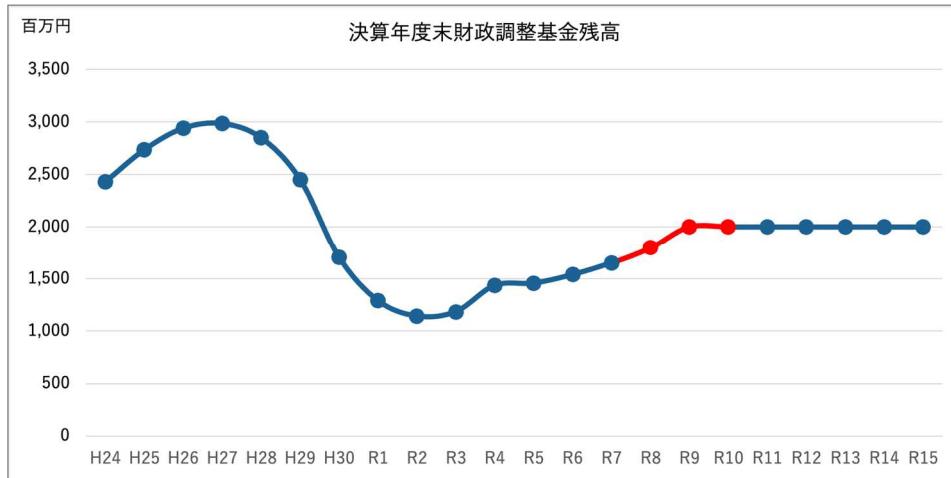
建設事業を安定的に実施するために地方債の借入れは必要なことですが、多額の借入れを繰り返すと次年度以降の「基礎的行政運営経費」である公債費が膨らみます。

事業の執行結果によって、決算時の借入額が 11.7 億円程度となるよう、当初予算で編成する当該限度額は 13.7 億円を目指します。

なお、借入れる地方債の種類は、辺地対策事業債や過疎対策事業債等、普通交付税の算定で有利（地方交付税措置率 50% 程度以上）となるものに限ることも目標とします。

4-3 決算年度末財政調整基金残高 20 億円達成は、令和 9 年度末

図 8
巻末資料
記号 91



決算年度末財政調整基金残高 20 億円の達成は、令和 9 年度末を目指とします。計画達成後においては、財政調整基金残高を増やさずに減債基金に積み替え、積み替えた額は、翌年度の当初予算に計上し、財政運営の安定化を目指します。

4-4 決算剰余を減債基金に積替え、それを翌年度の財政運営に活用

図 9
巻末資料
記号 23
記号 67
記号 72



これまででも、決算剰余等が出た場合は減債基金に積立て、財政状況の悪化が懸念される場合に限り、公債費償還財源として取崩してきましたが、ふるさと応援財源を活用し事業を実施できている現在、当面の間は、決算剰余が出るものと見込んでいます。

決算剰余が出た場合は、地方財政法及び町条例に基づき、剰余額の 2 分の 1 を下らない額を必ず「財政調整基金」に積立てる必要があります。つまり、決算剰余を繰り返せば、財政調整基金残高が増える一方となりますので、財政調整基金残高 20 億円達成後は、毎年度減債基金に積替えて、翌年度の公債費償還財源として活用することを目標とします。

理論上、この計画により生まれる一般財源は、ふるさと応援財源に頼り実施している「経常的事業」の財源となり、その高い依存度からの脱却を目指す目標とも言えます。

なお、この「積立金から財源を繰り入れ毎年度の公債費に充てる計画」では、**経常収支比率¹⁰**の改善には影響せず、改善を目指すのであれば、繰上償還し、公債費そのものを縮減しなければなりません。いずれの手法が良いのかは、今後、継続した分析が必要です。

5 財政運営計画（見通し）

5-1 概要

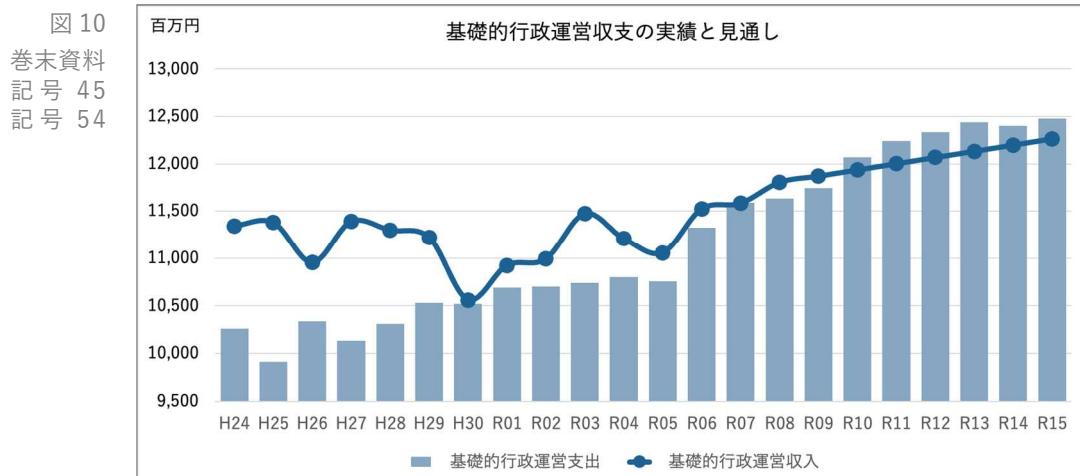
前項3による「分類別の推計方法」及び前項4による「目標設定」に基づき、今回設定した令和10年度までの計画額及び令和15年度までの見通し額は、巻末資料「当初予算シナリオ」と「決算シナリオ」のとおりです。

計画額及び見通し額については、決算見込額を推計した後に、平成24年度から令和6年度までの「予算執行率」の平均等を用い、逆算する形で当初予算見込額を算定しています。

労務単価や物価上昇の加速、国による減税策や積極財政の動き、賃上げ施策が職員給に与える影響、また円安や秋鮭漁の未曾有の不漁による町税の動向変化など、種々の不確実性が伴うため、試算に基づく計画額や見通し額については、相当な幅をもって理解される必要があります。

以降、決算シナリオにより主要項目を抜粋し、計画に対する考え方を示します。

5-2 基礎的行政運営収支計画



基礎的行政運営収支とは、企業会計でいう「営業収支」に考え方を寄せていますが、令和10年度以降は、赤字となることを見込みます。

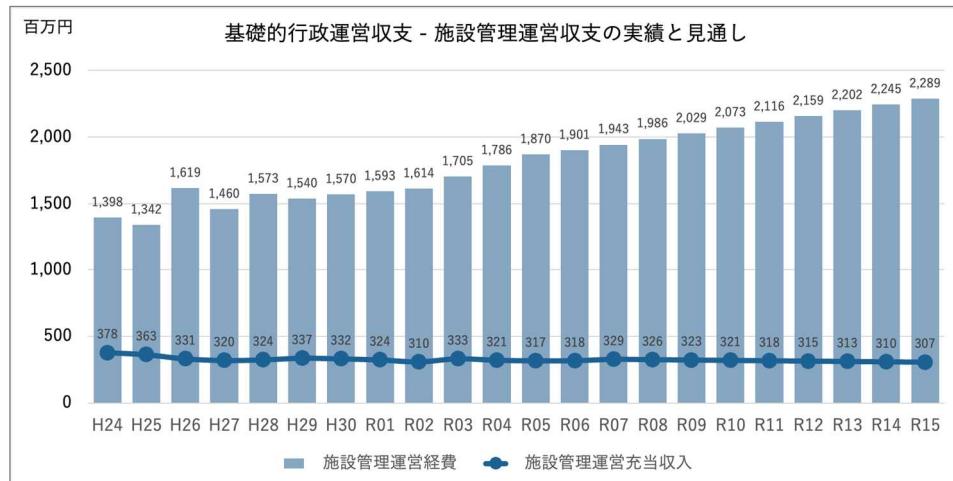
収入については、税収や普通交付税等を合算した「主要な一般財源」を一定程度伸びるものとしましたが、それ以上に労務単価や物価高騰による経費の伸びや、国による賃上げ施策に伴う職員経費の伸びを見込まざるを得ないことによります。

赤字額の補てんは、本計画上では、基礎的行政運営外の収入としている「特別交付税」等の財源を充てる形となります。当然ながら、この赤字額を抑え黒字額に転ずれば、事業費に充当できる財源が生まれ、特に経常的事業をふるさと応援財源に依存する現状の改善に繋がります。

令和10年度までの間は、この計画値よりも良い結果となることを目標としつつ、抜本的な対策については、令和10年度に策定予定の行財政改革大綱及びその推進計画で定めることとします。

5-3 基礎的行政運営収支のうち、施設管理運営収支計画

図 11
巻末資料
記号 50
記号 56



今回から取り入れた町独自分類による推計手法の目的の一つに、「支出に対する収入の見える化」があります。基礎的行政運営収支の支出側に施設管理運営経費を、その経費に直接充当する特定財源として施設管理運営充当収入として計上しています。

施設管理運営経費は、労務単価底値の平成 24 年度以降右肩上がりで、令和 15 年度には対平成 24 年度 1.6 倍となる見通し、一方で、施設管理運営充当収入は、主に施設の使用料ですが、人口減少による利用率の低下や経費上昇分を使用料に転嫁せず多くを据え置いている現状から令和 15 年度には対平成 24 年度 2 割減となる見通しです。

単純に住民負担割合とした場合、平成 24 年度の約 27% から令和 15 年度は約 13% となります。この差の 14% の減を行政サービスと考えるべきか、目的を果たしきれなくなった公共施設の見直しを行うべきか、適切な受益者負担として使用料転嫁を推進すべきか、本計画期間内において方向性を定めることを目標とします。

5-4 基礎的行政運営支出のうち、職員経費計画

図 12
巻末資料
記号 57

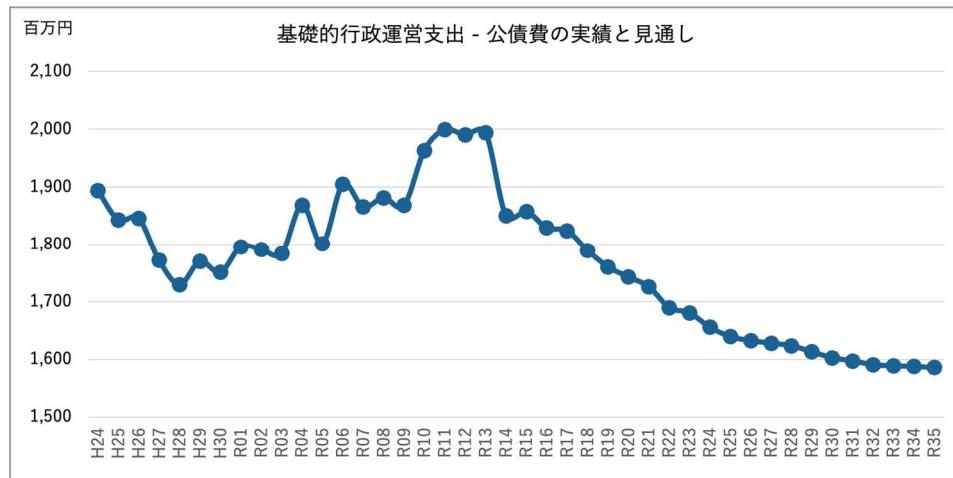


職員削減を実施せず、かつ賃上げ施策が数年間続くものとして大きな伸びで計画します。

基礎的行政運営収支の悪化見込みをふまえ、行政事務 DX 化推進等による職員数見直しに努める必要がある一方、ふるさと応援財源を活用した未来投資型事業立案のための職員数確保が必要です。これらを踏まえた適正職員数のあり方も本計画期間内で定める目標とします。

5-5 基礎的行政運営支出のうち、公債費償還計画

図 13
巻末資料
記号 59



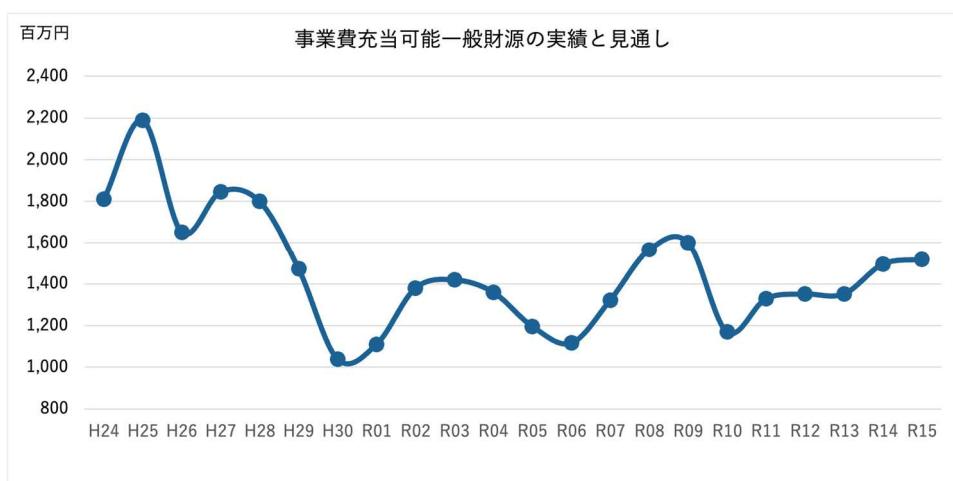
地方債を借り入れると、概ね 10 年から 20 年で償還します。4-2 の項で示したとおり、借入額抑制の取組みを行っても、その効果は、10 年から 20 年後でなければ効果として現れません。しかし、取組みを行ななければ、単年度の償還額を減少させることはできません。

この公債費償還は、基礎的行政運営収支の改善はもとより、経常収支比率の改善に直接的に作用します。また、ピークを見込む令和 11 年度の約 20 億円の償還額に対し、地方債借入抑制を継続できれば令和 35 年度には 16 億円弱の見込みとなり、4 億円が削減できます。この 4 億円は、大切な経常的事業の財源、又は未来投資型事業の財源に充てることができます。

令和 35 年度の見込みは、やや遠い未来ではありますが、4-2 の項で示す地方債借入抑制の取組みは、将来を見据えた持続可能な財政運営にとって重要な計画です。

5-6 事業費充当可能一般財源計画

図 14
巻末資料
記号 76



基礎的行政運営収支と運営外収支によって得られる財源は、事業費充当可能な一般財源です。この財源が増えれば、現在、ふるさと応援財源に依存している経常的事業の財源に置き換わり、ふるさと応援財源は、より臨時的で未来投資型事業に振り向かれます。

経常的事業に分類した事業に対し、令和 7 年度でふるさと応援財源を充当している額は約 7 億円ですが、上記グラフのとおり、事業費充当可能一般財源の継続した増加は、現段階では見込めず、当面の間は、ふるさと応援財源に依存せざるを得ない状況が続く計画です。

6 重要成果項目の設定と今後の展望、そして改革への接続

6-1 重要成果項目

ふるさと応援財源が一定程度確保できている現在、まずは、巻末の当初予算シナリオ又は決算シナリオの数値に沿った運営、又は各設定値よりも良い数字となる運営を行うことを目指しますが、前項 4 または 5 で示した重要項目については、その値と実際の値との乖離値を達成度として毎年度評価します。

経済情勢は、その時々で大きく変わります。また、今回設定した独自分類についても、計画期間の令和 10 年度までは、より適切な分類に見直しながら推進することを前提としています。それが達成度に影響する場合は、各数値の見直しを行い、再びそれに応じた評価を行います。

重要成果項目は、以下の 10 項目とします。指標は、巻末の各シナリオ値とします。

- ① 初予算財政調整基金繰入金編成額（前項 4-1 参照）
- ② 初地方債借入予算額（前項 4-2 参照）
- ③ 決算時地方債借入額（前項 4-2 参照）
- ④ 決算年度末財政調整基金残高（前項 4-3 参照）
- ⑤ 決算剰余による減債基金積立額（前項 4-4 参照）
- ⑥ 基礎的行政運営収支（前項 5-2 参照）
- ⑦ 基礎的行政運営における施設管理運営収支（前項 5-3 参照）
- ⑧ 基礎的行政運営における職員経費（前項 5-4 参照）
- ⑨ 基礎的行政運営における公債費（前項 5-5 参照）
- ⑩ 事業費充当可能一般財源（前項 5-6 参照）

6-2 今後の展望と改革への接続

令和 8 年度から令和 10 年度は、本計画で定めた計画値を重要成果指標としつつ、独自分類の適格性等の検証も含めた「現状分析と見える化のための更なる設計」と並走する 3 年間とします。つまり、P. D. C. A. サイクルの P. D. C. を繰り返し、その成果を踏まえた結果のアクションを、令和 10 年度策定予定の行財政改革大綱に反映させ、令和 11 年度以降の本格的な財政健全化に接続させたい考えです。

これらの取組みを進めるにあたっては、専門的知見や多角的な視点を取り入れること、また町財政状況の理解を深めてもらうため、議会との情報共有はもちろんのこと、住民や有識者等で構成する「財政運営に関する意見交換を目的とする組織」の設置も検討する必要があると考えています。

このような対話を通じて、本町の財政状況と課題認識を共有することで、町全体として財政をともに考える文化を育むことを目指します。

-
- 1 **財政調整基金**：町が毎年の収入や支出の変化に対応するための「町の貯金」です。景気の変化や災害、予想外の支出などで財源が足りなくなったときに繰入れます。町の運営が急に不安定にならないよう調整する役割があり、使い道に決まりはありません。20 億円の目標残高を確保した後は、将来の地方債元利償還金に備えるため、減債基金へ積み替えて活用する考えです。
 - 2 **基礎的行政運営収支**：収入においては町税や普通交付税など、支出においては町の一般的な事務や公共施設の維持管理・運営費などで、毎年度必ず生じる収入や支出のこと。
 - 3 **事業費**：国や北海道等の補助を受けたり、町単独の財源で実施したりする公共施設等の建設工事費や町民等に対する支援など、「当該年度の町の施策」の実施に必要な費用の総称です。
 - 4 **(事業費の)一般財源**：事業を実施するにあたって、国や北海道の補助金等の特定の財源を除く、「町税や地方交付税等による町の手出しの財源」のこと。
 - 5 **町独自の性質分類**：法令に基づく予算・決算区分や地方財政状況調査の区分とは別に、町の実態把握を目的として独自に設定した分類体系のことです。各歳入歳出項目を「実質的にどのような役割を果たしているか」という観点で再整理し、財政構造をより分かりやすく分析するために今回導入を試みたものです。
 - 6 **基礎的行政運営外収支**：基礎的行政運営収支に含めない、臨時性・流動性の高い運営収支を指します。本計画では、特別交付税収入、歳入歳出が均衡する事業収支、選挙や統計等の毎年発生しない収支が主なものです。
 - 7 **臨時的事業収支**：事業費のうち、毎年決まって行うものではなく、建物の建設や大規模な改修、一時的な制度対応など、その年ごとに内容や金額が大きく変わる事業に関する収入と支出をまとめたものです。将来も同じ規模で続くとは限らない事業を整理するための区分です。
 - 8 **経常的事業収支**：概ね 5 年以上にわたり継続して実施されているソフト事業を中心とした事業群で、町の行政サービスとして定着しているもの。本計画では、将来的には、基礎的行政運営収支の黒字財源で賄うべき対象として整理しています。
 - 9 **直線回帰分析**：過去のデータの傾向を 1 本の直線で表し、その関係をもとに将来の動きを推計する統計手法
 - 10 **経常収支比率**：経常的な収入に対する経常的な支出の割合を示す全国共通ルールで算定する財政指標です。数値が高いほど財政の硬直化が進んでいることを意味しますが、決算が確定しなければ算定できません。しかし、町独自の性質分類である「基礎的行政運営支出」 ÷ 「基礎的行政運営収入」によって算定される年度ごとの値の推移と当該経常収支比率は、概ね同様の動きをするため、当初予算の段階から一定程度の予測が可能となることが期待できます。

【巻末資料】当初予算シナリオ

(単位：百万円)

財政運営計画区分	記号	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1 基礎的行政運営収入	01	10,574	10,921	10,886	10,574	10,891	10,770	10,578	10,700	10,979	11,011	11,111	10,852	11,034	11,473	11,461	11,523	11,586	11,648	11,710	11,773	11,835	11,897
1 町税	02	2,040	2,110	2,112	2,166	2,274	2,433	2,401	2,397	2,543	2,446	2,435	2,452	2,407	2,572	2,574	2,605	2,636	2,667	2,698	2,729	2,760	2,791
2 謾与税交付金	03	670	639	678	682	802	774	817	824	856	873	895	900	906	953	921	929	937	946	954	962	971	979
3 普通交付税等	04	6,700	6,968	6,850	6,440	6,457	6,200	5,940	6,030	6,159	6,275	6,380	6,155	6,340	6,400	6,394	6,393	6,392	6,391	6,390	6,389	6,388	6,387
4 一般事務充当収入	05	626	667	696	753	838	831	886	912	956	922	900	853	875	1,028	1,050	1,073	1,096	1,118	1,141	1,164	1,186	1,209
5 施設管理運営充当収入	06	371	363	369	356	341	351	343	341	315	346	338	330	333	343	340	338	335	332	329	326	324	321
6 職員経費充当収入	07	59	63	74	76	57	57	63	72	16	15	22	23	23	20	20	20	21	21	21	21	22	22
7 他会計繰出金充当収入	08	82	78	83	76	94	97	100	96	105	106	112	110	119	127	131	134	138	141	145	149	152	156
8 その他一般財源収入	09	26	32	25	26	27	27	28	29	29	29	30	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32
2 基礎的行政運営支出	10	10,350	10,210	10,346	10,477	10,584	10,772	10,851	10,965	11,160	11,099	11,124	11,031	11,393	11,926	11,963	12,081	12,413	12,585	12,680	12,788	12,748	12,826
1 一般事務経費	11	1,566	1,561	1,641	1,745	1,786	1,825	1,927	1,952	1,998	1,955	1,939	1,872	1,932	2,121	2,136	2,157	2,178	2,199	2,220	2,240	2,261	2,282
2 施設管理運営経費	12	1,329	1,355	1,468	1,526	1,521	1,556	1,573	1,596	1,700	1,689	1,757	1,853	1,911	2,004	2,048	2,093	2,138	2,182	2,227	2,271	2,316	2,361
3 職員経費	13	2,670	2,710	2,696	2,741	2,759	2,776	2,801	2,818	2,813	2,880	2,826	2,793	2,808	3,127	3,085	3,147	3,314	3,381	3,416	3,451	3,486	3,487
4 他会計繰出経費	14	2,873	2,715	2,675	2,671	2,776	2,840	2,793	2,788	2,845	2,786	2,728	2,705	2,830	2,797	2,800	2,804	2,808	2,811	2,815	2,818	2,822	2,826
5 公債費	15	1,913	1,869	1,866	1,794	1,742	1,776	1,756	1,810	1,790	1,873	1,807	1,912	1,878	1,894	1,880	1,976	2,012	2,003	2,007	1,862	1,870	
基礎的行政運営収支差引	16	224	710	541	97	306	▲ 2	▲ 273	▲ 265	▲ 180	▲ 88	▲ 12	▲ 179	▲ 359	▲ 453	▲ 502	▲ 558	▲ 827	▲ 937	▲ 969	▲ 1,015	▲ 913	▲ 928
3 基礎的行政運営外収入	17	794	679	732	721	748	768	992	947	1,192	991	753	806	1,071	1,304	1,316	1,340	1,368	1,630	1,678	1,717	1,752	1,785
1 特別交付税収入	18	560	590	630	610	620	620	630	730	850	640	573	610	850	1,100	1,123	1,146	1,169	1,192	1,216	1,239	1,262	1,285
2 特定事務充当収入	19	3	16	10	16	15	1	10	23	9	16	23	12	2	22	13	13	13	13	13	13	13	13
3 基金造成収入	20	4	4	5	5	4	4	3	3	2	1	1	1	2	6	6	6	7	7	7	8	8	
4 一般事務充当収入	21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5 施設管理運営充当収入	22	5	5	12	12	29	56	74	78	73	71	74	129	144	149	149	149	149	149	149	149	149	149
6 公債費充当収入	23	11	11	27	34	44	54	240	75	224	228	40	0	0	0	0	0	5	244	268	284	295	304
7 その他一般財源収入	24	212	53	49	44	35	32	34	38	33	34	40	52	71	25	25	25	25	25	25	25	25	
4 基礎的行政運営外支出	25	42	104	58	69	40	54	78	103	85	79	149	149	146	170	162	162	162	162	162	162	162	162
1 特定事務経費	26	2	14	17	27	15	1	11	33	17	12	23	21	11	24	16	16	16	16	16	16	16	16
2 基金造成費	27	40	90	41	42	5	5	4	4	3	2	2	2	3	7	7	7	7	7	7	7	7	
3 施設管理運営経費	28	0	0	0	0	20	48	62	66	65	125	126	132	138	138	138	138	138	138	138	138	138	
4 その他経費	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基礎的行政運営外収支差引	30	752	574	674	653	707	713	914	844	1,107	913	604	657	925	1,134	1,154	1,178	1,206	1,468	1,516	1,555	1,590	1,623
事業収支を除く収支 (事業費充当可能一般財源)	31	976	1,285	1,215	749	1,014	711	642	579	927	825	592	478	566	681	653	620	379	531	546	540	678	695
5 事業費充当財源	32	3,037	2,834	3,380	3,514	6,626	4,378	5,834	6,903	5,138	6,285	6,722	7,680	11,623	13,153	13,229	13,262	13,503	13,351	13,336	13,342	13,204	13,187
1 国庫補助金等収入	33	1,637	1,479	1,648	1,431	3,619	2,401	3,182	3,084	3,190	3,311	1,938	1,924	2,043	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371
2 地方債収入	34	787	529	535	1,106	1,468	1,218	1,787	2,248	911	1,146	1,189	1,475	1,257	1,668								

【巻末資料】決算シナリオ

(単位：百万円)

財政運営計画区分	記号	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
1 基礎的行政運営収入	45	11,343	11,378	10,952	11,388	11,297	11,220	10,560	10,923	10,991	11,473	11,208	11,056	11,523	11,583	11,804	11,869	11,935	12,001	12,067	12,132	12,198	12,264	
1 町税	46	2,195	2,216	2,291	2,316	2,656	2,615	2,507	2,575	2,680	2,592	2,659	2,518	2,599	2,729	2,763	2,797	2,831	2,865	2,899	2,933	2,967	3,001	
2 謙与税交付金	47	693	693	658	809	773	826	822	828	855	927	906	926	1,017	967	953	961	970	979	987	996	1,005	1,014	
3 普通交付税等	48	7,263	7,275	6,825	6,928	6,543	6,385	5,855	6,101	6,100	6,583	6,319	6,255	6,475	6,355	6,533	6,532	6,531	6,530	6,529	6,528	6,527	6,526	
4 一般事務充当収入	49	651	657	669	821	817	875	855	892	891	885	836	870	940	1,023	1,046	1,068	1,091	1,113	1,136	1,159	1,181	1,204	
5 施設管理運営充当収入	50	378	363	331	320	324	337	332	324	310	333	321	317	318	329	326	323	321	318	315	313	310	307	
6 職員経費充当収入	51	60	69	68	61	55	55	60	69	16	16	22	25	26	21	21	21	22	22	22	22	22	22	
7 他会計繰出金充当収入	52	75	73	81	105	101	98	101	105	110	109	114	113	115	128	131	135	138	142	145	149	152	155	
8 その他一般財源収入	53	28	31	28	28	28	28	28	28	29	29	31	33	32	32	32	33	33	33	33	34	34	34	
2 基礎的行政運営支出	54	10,258	9,914	10,337	10,130	10,309	10,530	10,516	10,689	10,700	10,740	10,799	10,757	11,327	11,591	11,630	11,746	12,071	12,241	12,333	12,440	12,399	12,476	
1 一般事務経費	55	1,462	1,447	1,565	1,644	1,650	1,803	1,779	1,807	1,756	1,764	1,766	1,801	1,905	2,027	2,044	2,067	2,090	2,113	2,136	2,159	2,182	2,205	
2 施設管理運営経費	56	1,398	1,342	1,619	1,460	1,573	1,540	1,570	1,593	1,614	1,705	1,786	1,870	1,901	1,943	1,986	2,029	2,073	2,116	2,159	2,202	2,245	2,289	
3 職員経費	57	2,642	2,629	2,659	2,640	2,681	2,726	2,722	2,767	2,673	2,755	2,751	2,621	2,795	3,033	2,993	3,054	3,215	3,280	3,313	3,347	3,381	3,382	
4 他会計繰出経費	58	2,863	2,653	2,649	2,614	2,674	2,691	2,694	2,727	2,864	2,732	2,627	2,663	2,821	2,723	2,725	2,728	2,730	2,732	2,735	2,740	2,742	2,742	
5 公債費	59	1,894	1,843	1,846	1,772	1,730	1,770	1,751	1,796	1,791	1,784	1,869	1,801	1,905	1,866	1,868	1,963	1,999	1,990	1,994	1,850	1,858	1,858	
基礎的行政運営収支差引	60	1,085	1,464	615	1,258	988	690	44	233	292	733	409	299	196	▲ 8	173	123	▲ 136	▲ 240	▲ 267	▲ 308	▲ 201	▲ 212	
3 基礎的行政運営外収入	61	1,161	1,148	1,096	972	1,177	853	1,076	978	1,284	1,277	1,108	1,077	1,119	1,500	1,553	1,642	1,709	1,997	2,062	2,115	2,161	2,204	
1 特別交付税収入	62	656	654	655	664	630	642	652	745	816	812	792	706	795	1,190	1,215	1,240	1,265	1,290	1,315	1,340	1,365	1,390	
2 特定事務充当収入	63	11	14	19	17	14	11	8	26	9	17	19	9	12	22	15	15	15	15	15	15	15	15	
3 基金造成収入	64	4	6	6	6	5	5	5	3	2	3	5	1	5	5	6	6	7	7	8	8	8	8	
4 一般事務充当収入	65	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5 施設管理運営充当収入	66	9	14	13	12	19	64	73	73	68	74	82	135	147	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149
6 公債費充当収入	67	11	11	27	34	44	54	240	75	224	228	40	0	0	0	0	5	244	268	284	295	304	304	
7 その他一般財源収入	68	470	448	376	239	465	76	98	56	165	144	169	226	158	133	167	232	268	291	308	319	328	336	
4 基礎的行政運営外支出	69	436	423	60	384	365	70	81	101	196	591	157	180	199	170	161	166	404	428	444	456	465	473	
1 特定事務経費	70	8	11	17	23	14	8	10	25	13	9	18	15	13	24	15	15	15	15	15	15	15	15	
2 基金造成費	71	428	412	43	361	327	9	11	13	123	518	6	35	48	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
2 基金造成費（財調目標超分）	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	244	268	284	295	304	312	312	
3 施設管理運営経費	73	0	0	0	0	9	52	60	63	61	63	133	131	137	138	138	138	138	138	138	138	138	138	
4 その他経費	74	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基礎的行政運営外收支差引	75	725	724	1,036	588	812	783	995	877	1,088	686	951	897	920	1,330	1,392	1,477	1,305	1,569	1,618	1,659	1,696	1,731	
事業収支を除く収支 (事業費充当可能一般財源)	76	1,809	2,188	1,651	1,846	1,799	1,473	1,039	1,110	1,380	1,419	1,360	1,196	1,116	1,322	1,566	1,600	1,169	1,329	1,351	1,352	1,495	1,519	
5 事業費充当財源	77	3,144	3,621	4,357	5,366	6,057	7,897	5,934	9,457	8,140	11,142	16,463	21,173	24,749	23,153	23,229	23,262	23,503	23,351	23,336	23,342	23,204	23,187	
1 国庫補助金等収入	78	1,687	2,140	2,315	3,015	3,116	5,842	3,467	5,913	5,925	4,889	5,975</td												